

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、  
原本は別途保管しております。

## 産業技術総合研究所

第 10120000-B-20230623-001 号  
令和 5 年 6 月 26 日

経済産業大臣  
西村 康稔 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
監事 中沢 浩志  
監事 菊地 正寛

令和 4 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程  
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

## 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス・方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の監査を行い、作成した。

#### 1. 監査計画の策定と監査準備等

令和4事業年度監事監査計画に基づき、理事長、理事、執行役員、領域長、事業組織の所長及び事業所長、監査部門、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効果的かつ効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

研究所の業務運営として重要なコンプライアンス推進、安全管理機能・意識向上、情報セキュリティ対策等、ガバナンスの有効性確保へ向けての推進状況を監事監査上の主たる観点とした。

前事業年度の経営ガバナンス体制の変更、経営方針策定、10年にわたる期間の構想、研究運営ロードマップ作成に続き、当該事業年度は、社会実装本部設立、経営方針の実現に向けたアクションプラン策定、役職員のエンゲージメント強化、更には価値ベースの研究所運営導入を進めた。そのため、これらの計画の進捗状況を注視することとした。

#### 2. 職務の執行状況等調査

理事会・執行会議とその他重要な会議等に参加し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、理事、執行役員、領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を受けた。また、経営体制の変更については、策定プロセスの進捗状況などの説明を受けた。

### 3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類の調査を実施した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

### 4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究法又は他の法令に適合することを確保するための体制及びその他研究所の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受けた。また、個々の運用状況について監査等を行った部署<sup>1</sup>から監査結果の報告を受けた。

### 5. 会計監査人監査の適正性等調査

当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表等を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画と重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、意見交換を実施した。

期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項<sup>2</sup>の通知を受けた。

## II 監査の結果

### 1. 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第 5 期中長期計画及び令和 4 年度計画に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されてきたものと認める。

当該事業年度は令和 4 年度計画を達成し、第 5 期中長期計画達成に向け着

<sup>1</sup> 監査室（内部監査）、総務企画部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検）、企画本部国際室（安全保障輸出管理監査）、セキュリティ・情報化推進部（情報セキュリティ監査）、T I A 推進センター（共用施設監査）

<sup>2</sup> 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

実に進んでいるといえる。前事業年度に続き、当該事業年度も様々な方針を早急に打ち出して研究所改革の成功を目指しているが、そのスピードゆえ一部の職員が諸方針に十分に対応できないようであり、職員のストレスが高まっている状況も見受けられた。

理事長は研究所改革の方針の打ち出しを終えて、定着・実行のフェーズに入る方針を打ち出しているため、今後は必要なリソースの確保と役職員のモチベーション向上により方針がスムーズに定着・実行されることを期待する。

当該事業年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

(1) 研究所の総合力を活かした社会課題の解決

①社会課題の解決に貢献する戦略的研究開発の推進

国家戦略に基づいた社会課題をバックキャストすることにより研究テーマを設定し、融合センター・ラボを設立し領域融合プロジェクトを立ち上げた。エネルギー・環境制約、少子高齢化、国土強靱化、新型コロナウイルス感染症対策の社会課題に対して、9つの融合等テーマに取り組み、領域融合による総合力化の効果もあり、成果が得られた。

②戦略的研究マネジメントの推進

プロジェクトマネージャーを設置して、社会課題の解決に貢献するために取り組むべき研究課題を明確化し、7つの研究開発プロジェクトを推進した。研究のデジタルトランスフォーメーションの施策を企画・実行し、研究プロセスの変革を推進した。研究戦略企画部が中心となって今後とも研究戦略の定期的な見直しとフォローアップを続ける必要がある。

(2) 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充

①産業競争力強化に向けた重点的研究開発の推進

各領域においては、産業競争力強化に資する研究開発に注力した。モビリティエネルギー、電力エネルギー制御、医療システム先端基盤、生物資源利用、人間中心のAI社会実現、サイバーフィジカルシステム、ライフスペース拡大のモビリティ、ナノマテリアル、スマート化学生産、革新材料、情報処理エネルギー効率を向上させるデバイス・回路、データ活用拡大に資する情報通信、変化するニーズに対応する製造、産業利用の地圏評価、ものづくり・サービス高度化を支える計測、バイオ・メディカル・アグリ産業の高度化を支える計測、先端計測・評価などに重点をおいて研究開発を推進して、企業連携を深めた。

## ②冠ラボ・OIL等をハブにした複数研究機関・企業との連携・融合

企業との連携推進組織である冠ラボは成果を伴い着実に増えている。今後の企業連携を発展させるに当たっては、同業種複数企業との間の利益相反の問題を解決していく必要が生ずる。大学との連携であるOILは全般的に期待された成果を得ており、当初の期日が到来する中、研究所が求める社会実装、実用化が見えると認められるものが継続することとなっている。TIA推進センターについては、今後管理体制を整えて外部との連携に一層資することが期待される。経済産業省「半導体・デジタル産業戦略」に基づいて、技術研究組合最先端半導体技術センター（LSTC）がRapidus株式会社や他の特定国立研究開発法人の参画により設立された。

## ③地域イノベーションの推進

政府から予算が得られ、地域企業との共同研究や試作・評価・コンサルティングのための拠点・装備の整備が進んだ。それを踏まえ、各拠点が独自の運営方針を出して、研究拠点としても特徴ある戦略を打ち出した。また、地域公設試や経済団体との連携を深めた。地域の有力な大学との協働拠点であるブリッジ・イノベーション・ラボラトリー（BIL）の第一号に向けて準備を進め、試行的に開始した。

## ④技術移転ベンチャーの創出・支援の強化

産総研技術移転ベンチャーの成功実績がいくつか見られた。当該事業年度も環境整備を着実に進めた。次事業年度以降は、外部法人による積極的な取組みが期待される。

## ⑤マーケティング力の強化

企業の漠然としたニーズに応えるために共創型コンサルティングに取り組んだ。連携テーマ案件を獲得すべく、トップセールスを引き続き積極的に進めた。研究所の価値向上を目指して、企業との価値ベースでの連携強化の方針が打ち出された。社会実装本部が創設され、マーケティング機能強化を明確に組織化し、外部法人に繋げた。

## ⑥戦略的な知財マネジメント

企業との連携を強化して研究所の価値を上げるために知財戦略は重要であり、マーケティング意識を高めて企画・実行することが求められる。また、一部に手続き上の不手際が見られたこともあり、企業等連携先の信頼を維持強化するためプロ意識を強めた正確な手続きが望まれる。

### ⑦広報活動の充実

高い目標と革新的な手法により研究所の露出度を高めた。理事長懇談会では、従来にないメディアとのパイプを創出する効果があった。主たるターゲットはBtoBであるものの、研究所内外のステークホルダーに広く研究所の先進性と社会的価値を訴えて成果を得た。限られた予算の中で効率的な広報活動を実現させた。機能強化する次事業年度には、研究所の活動への一層の貢献が期待される。

## (3) イノベーション・エコシステムを支える基盤整備

### ①長期的視点も踏まえた技術シーズの創出

基盤的技術の開発を狙って、多種多様なデータを収集できるセンシングシステム、量子状態制御基礎技術、バイオものづくりのための製造技術、先進バイオ高度分析、データ連携基盤のような長期的・挑戦的な研究開発について積極的に取り組んだ。

これらの技術は高い独自性と強い国際競争力を持つが、今後の研究所のコア技術に沿った新たな技術シーズが望まれる。

### ②標準化活動の強化

IEC 国際規格を4件成立させるなど着実な国際標準化活動の成果が得られている。領域横断的に標準化活動全般の強化に取り組み、標準化の重要性の浸透に努めているが、一層の推進のためには、研究者の更なる意識改革と評価制度の画期的な見直しが必要であると考えます。今後、企業と連携して国際標準化をリードする戦略を期待する。

### ③知的基盤整備と活用促進への取り組み

国の「知的基盤整備計画」に沿って、地質調査や計量標準に関する知的基盤整備、活用促進に取り組んだ。個別テーマとしては、ナショナルセンターとしての地質情報整備、地質情報管理と社会への活用促進、計量標準の開発・整備・供給と活用促進、計測技術を活用した適合性評価基盤の構築がある。今後は社会ニーズに柔軟に対応する整備計画への貢献、将来の橋渡しを支えるシーズ研究にも積極的に取り組んでほしい。

## (4) 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営

### ①特定法人としての役割

特定研究開発法人として「第5期産総研の経営方針」の達成を目指して、様々な取り組みをスピード感よく打ち出し、研究開発成果を最大化するた

めの研究所マネジメントを目指した。今後はこれまでの取り組みを役職員に定着化させて十分に力を発揮することにより、経営方針を達成できるような具体的な施策・調整を期待する。

②産総研からの出資による外部法人を活用した外部連携機能の強化と民間資金獲得の推進

提供価値をベースとした企業連携契約の体制を整えたうえで、企業等との外部連携機能の強化、研究開発成果の創出、社会実装への橋渡しを推進し、民間資金獲得の拡大を図るために、社会実装本部を発展的に解消させ、外部法人を設立するための準備を進めた。

③外部との研究活動に従事する研究者グループ及び個々に対するインセンティブの付与

民間資金獲得は今後の研究所の成長に不可欠であり、その一部を原資として、獲得に貢献した職員にインセンティブを配賦する制度を導入した。有用な制度になることを期待するが、今後の検証も必要である。

④オープンイノベーションのプラットフォームとしての機能強化

地域イノベーションのための北陸デジタルものづくりセンター新設、TIA推進センターのSCR内での先端半導体の前工程技術開発プロジェクト整備、産業競争力強化法に基づく事業者への研究所施設の利用拡大対応を着実に実行した。

⑤技術経営力の強化に資する人材の育成

イノベーションスクールは従来の機能に加えて対象とする修士大学院生を地方に拡大、デザインスクールは独自のプログラムに注力、アントレプレナーシップ研修は当該事業年度に拡充・本格化した。今後の発展に期待する。

⑥イノベーションの創出に必要な研究力の強化

首席研究員プレイアップ、若手融合チャレンジ研究等に取り組むとともに、研究マネジメント力強化のための施策を打ち出した。また、国内外の有力研究者を招聘するための制度を整えた。今後の成果を期待する。

⑦技術インテリジェンスの強化・蓄積と国家戦略等への貢献

最先端の技術動向把握・技術分析と研究所の研究レベル把握による研究

所の研究戦略策定・実行を目指して、首席研究員の活用、調査予算強化、所内学会立ち上げ等の施策を打ち出した。そのうえ、積極的に経済産業省へ技術インテリジェンスを提供している。研究所のみならず国の研究開発方針等の国家戦略策定に貢献することが期待される。

#### ⑧国の研究開発プロジェクトの推進

グリーンイノベーション基金事業、次世代コンピューティング基盤戦略等、国家戦略を実現するための国の研究開発プロジェクト組成に貢献するとともに、プロジェクトを牽引する役割を果たした。

#### ⑨国際的な共同研究開発の推進

ゼロエミッション国際共同研究センターにおいて、国際会議「RD20 (Research and Development 20 for clean energy technologies)」の第4回目の開催を主催し、会議を成功裏に終了させた。グローバルな観点から研究開発活動を強化するための国際連携戦略も策定しており、今後は経済安全保障の観点も勘案の上、様々な国際間の共同研究開発の強化が急がれる。

### (5) ガバナンスの有効性確保

#### ①コンプライアンスの推進

今般、外国人研究員の研究データ漏洩による不正競争防止法違反容疑で逮捕者が出たことは誠に遺憾である。経済安全保障はじめ情報漏洩への対応については企画本部が中心となって対応してきたが、職員の認識不足から問題が生じていることも踏まえれば、職員の意識改善を含む再発防止の対策が急務であり、その対応を注視する。

全般的なリスク事案については、毎週開催されるコンプライアンス推進委員会に報告され、対応策を協議、実行している。

内部監査結果については、監査対象部署への改善指示・指導とともに制度所管部署等への情報共有と必要な提言等を行っている。今後は、コンプライアンス担当部署との連携を進めて、問題を出来るだけ早急に把握し、監査に反映させることを期待する。

全般的なコンプライアンス案件数は低位であるが、相対的にリスクが高い事案がやや目立ち始めた点が懸念される。

#### ②安全管理機能・意識の向上と新型コロナウイルス対策

安全管理については、ルールベースからプリンシプルベースに大きく切



り替えて、法令に基づかないルールは廃止した。現場の自己責任による安全管理となり、現場との十分なコミュニケーションを経て安全ルールを全面的に見直した。安全巡視もリスクベースにより回数を減らしてメリハリをつけた。その後当該事業年度においては、現場の負担が減る一方、安全意識に緩みはみられない。今後は重篤な労働災害を防止するためのルールを厳守させるとともに、安全意識の維持向上に尽力してほしい。

また、ライフサイエンス実験審査の迅速化により研究開発のスピードアップに資した。

新型コロナウイルス感染症に対しては、対策本部を中心に産業医、関連部署が連携して対応した。

### ③情報セキュリティ対策

各研究ユニット、本部組織及び事業所に対する情報セキュリティ監査結果については概ね問題ないことが確認された。AIST ネットワークはほぼ問題なく運営されており、今後ゼロトラストを導入して安全性をさらに強化する予定である。但し、各ユニットで独自に管理するサーバー等 AIST ネットワーク外で運営されるシステムの管理は各ユニットに任されており、その管理は均一レベルでは無いことについて、対応の必要性を検討してほしい。

セキュリティインシデントは重大インシデントがなく全般的に抑制されているが、撲滅可能な禁止ソフトウェアの利用等が今後情報漏洩や大きな損失につながり得るため、研究所全体の意識を高める必要がある。

災害及び大規模な情報セキュリティインシデント発生時に対応するための事業継続計画に基づく対応訓練を引き続き実施し、復旧体制や手順の確認を実施するとともに、パンデミックにおけるシステム運用担当者や運営支援事業者の不足・リモート対応に応じた対策もできている。

## (6) 人材育成、ダイバーシティ推進

### ①人材の拡充・育成

「産総研人材マネジメントポリシー」に基づき、各人材のキャリアパス構築に向けた採用・育成・配置・評価等を行っている。人事制度改革により、挑戦する職員を正当に評価する制度を整えるとともに、職員の見極めを強化して適材適所の配置を目指した。これらの効果により今後のエンゲージメント向上を期待したい。

研究職員におけるキャリアゲートの適切な実施を継続するなどにより組織全体のパフォーマンス向上を図っているが、今後とも不断の改善が必

要であると考え、新卒研究職員の採用におけるテニユアトラック型任期付を廃止したことは採用活動にプラスの影響をもたらしている。

## ②ダイバーシティの推進

多様な人材確保、環境の整備という観点から、ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護支援の強化、女性職員の活躍推進、外国人研究者の採用・受入・活躍支援、キャリア形成を核にダイバーシティ推進策を進めている。

新規採用研究職員における女性研究者の累積比率（第5期中長期計画の期間）は18%以上維持とする目標に対して、当該事業年度の採用は大きく下回ることになり、目標未達が懸念される。これは他の研究機関や企業が急速に採用対応を強化する中で競り負けていることによると推測される。今後の巻き返し策を期待する。

## (7) 研究施設の整備と効率的な運用

施設整備計画に基づいて、限られた予算の中でメリハリをつけて、施設・設備の改修を進めた。特に、研究所全体の電力関連設備の改修を完了させたうえで、つくばセンターのエレベーター、外壁・屋根の改修に注力した。

## (8) 業務の効率化

業務の拡大・多様化に応じて、業務関連の人員不足感は強い。それに対して、アクションプラン内の業務関連の各項目を進めて対応している。これらは調達業務や契約関連業務の中央集約を含め、トップダウンの施策によるものと、意識改革によって抜本的な業務の見直しによる業務削減というボトムアップの両面がある。早々に成果が出ている面もあるが、両者によるプラスの相互作用によって期待される効果を着実に出してほしい。

業務システム更新においては、昨今の開発業者確保の困難化やコスト増により一部に遅れが生じているが、概ねスケジュールに沿った開発が進んでいる。ユーザー部署と開発担当部署との協力体制を維持強化して、円滑な開発を進めてほしい。

研究所全体として運営費交付金に係る経費の効率化目標（前事業年度比1.36%以上の効率化）を達成するとともに、コロナ禍の状況においても業務を継続できる体制を構築・維持している。

## 2. 内部統制システムの整備及び運用についての意見

当該事業年度の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正

に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見<sup>3</sup>」を付している。会計監査人は、利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているもの、事業報告書（第20期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているもの、決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認めている。

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

---

<sup>3</sup> 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

5. 事業報告書についての意見

令和4年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 総論

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

2. 個別事項

(1) 給与水準の適正化

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第50条の2の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあつては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第50条の10の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎事業年度行う目標設定管理型短期評価による業績評価等を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取り組みについては、着実に実施されてきたことにより、当該事業年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 100.1（前事業年度 100.3）、②研究職員は対国家公務員指数 102.7（前事業年度 102.3）となっている。

(2) 理事長の報酬水準

理事長は、研究所の高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣

議決定)による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

(3) 契約の適正化(随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況)

研究所に設置している契約監視委員会(令和4年12月21日及び令和5年6月22日開催)において、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検及び令和4年度調達等合理化計画の実施状況の点検、令和5年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随意契約の実施について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

研究所は、ガバナンスの更なる強化に努めており公平性、透明性、競争性の確保の向上への取り組み、適正な検収、不祥事発生 of 未然防止・再発防止のための取り組みなど、適切な随意契約や一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続している。増加する調達業務と担当職員の人員不足のギャップの解消、地域センター等に係る大型調達案件(1000万円超)の円滑な対応及び各事業所等に分散していた調達業務の本部組織への集約により機動的で柔軟な体制を確保した。

(4) 保有資産の見直しについて

会計検査院より「有効に利用されていない」旨の指摘を受けた(令和2年10月21日:是正改善の処置要求)、北海道センターの未利用土地については、国庫納付が完了した。

会計検査院による是正改善の処置要求に対する対応は適切に行われていることを認める。

(5) 研究所の情報開示等について

研究所の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため研究所のウェブサイト、①附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④法令、ガイドライン、その他による公表事項に区分し、適時適切に開示する必要があるが、一部に公表の遅延が見られるので、今後改善を要する。

(6) 公益法人等への会費の支出について

行政改革実行本部において決定された「独立行政法人が支出する会費の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、公益法人等に対する会費の支出の是非を判断しており、ま

た、会費（年 10 万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

#### IV その他

##### 1. 当該事業年度の研究所ガバナンス体制について

当該事業年度は令和 5 年 4 月 1 日の外部法人の設立に向けて準備を進めた。外部法人の設立に伴い、マーケティング機能を担ってきた社会実装本部は廃止される。本外部法人は研究成果の社会実装を進めて、研究所の価値向上を図るものと理解する。国立研究開発法人の 100%出資株式会社であるため、法令・制度上の制約は残るものの、研究所にない経営の自由度を得て、研究所のマーケティング機能を担うものである。国立研究開発法人として初の本格的な試みであり、外部法人および研究所の両者間において情報管理や利益相反管理等のガバナンス体制を整えて今後の発展を期待する。

##### 2. 災害時の研究所運営体制 (BCP) について

BCP については改善がなされているが、研究所として統合された BCP 体系の整備が望まれる。

##### 3. コンプライアンスについて

研究所のコンプライアンスについては、改善を要する点があることは前述のとおりであるが、一般的にリスクが高い案件、例えば、研究ミスコンダクト、意図的な情報漏洩、不適切な調達、知財・著作権侵害、利用禁止ソフトウェアによる情報漏洩、マルウェアによる大規模被害等は研究所のダメージも大きくなるので、全役職員に防止を徹底してほしい。

#### V 監査報告を作成した日

令和 5 年 6 月 23 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 中沢 浩志

監事 菊地 正寛